

# 【1】介護老人福祉施設重要事項説明書

## 1. 特別養護老人ホーム 神田山長生園の概要

施設名称	特別養護老人ホーム 神田山長生園		
介護保険指定番号	介護老人福祉施設(広島県 3470101761 号)		
所在地	広島市東区牛田新町一丁目18番1号		
電話番号	082-228-9231	FAX番号	082-228-9232
管理者	横山 正和		

## 2. 事業所の職員体制

	常勤		非常勤		計
	専従	兼務	専従	兼務	
施設長	0名	1名	0名	0名	1名
医師	0名	0名	3名(嘱託)	0名	3名
相談員	0名	4名	0名	0名	4名
介護支援専門員	0名	3名	0名	0名	4名
管理栄養士	1名	0名	0名	0名	1名
看護職員	2名	3名	0名	0名	5名
訓練士	1名	0名	0名	0名	1名
介護職員	34名	5名	9名	0名	48名

## 3. 事業所の設備概要

定員	90名(内40床ショートステイ)	静養室	1室 2床
居室 4人部屋	17室	医務室	1室
居室 3人部屋	4室	食堂	4室
居室 2人部屋	3室	機能訓練室	1室
居室 1人部屋	4室		
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		

## 4. 事業所のサービスの内容

食事	<p>管理栄養士の立てる献立により、バラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。)</p> <p>食事はできるだけ食堂でとっていただけるように配慮します。</p> <p>(食事時間)</p> <p>朝食7:45～9:00 昼食11:45～13:00 夕食17:20～18:35</p> <p>(注入食注入時間)</p> <p>朝食7:30～8:30 昼食11:30～12:30 夕食16:00～17:00</p> <p>(食事時間や食事場所は、ご希望に添えるよう配慮します。)</p>
入浴	<p>週2回の入浴または清拭を行います。</p> <p>寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いて入浴介助を行います。</p>
排泄	<p>利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行います。</p>
整容	<p>適切な整容が行われるよう援助します。</p> <p>シーツ交換は、週1回実施します。</p>
健康管理	<p>嘱託医師による週3回の診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。</p> <p>(当施設の嘱託医師)</p> <p>氏名:山下郡司 山下純子(リバーサイド内科クリニック)</p> <p>診療科:内科、消化器科、胃腸科、放射線科、アレルギー科</p> <p>診察日:毎週 月、水、金曜日 13:30～15:30</p>
相談及び援助	<p>利用者およびその家族からの相談については、誠意をもって応じます。</p>
行事・レクリエーション	<p>施設行事計画に沿って行事・レクリエーションを企画します。</p>

## 5. 施設利用に当たっての留意事項

面会	面会者は、その都度面会簿に記入してください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と予定時間を事前に職員に申し出てください。なお、外出・外泊簿に記入してください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、ご利用により破損等が生じた場合、賠償していただきます。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲酒	飲酒はできません。職員に申し出てください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対して迷惑になる宗教活動および政治活動等のご遠慮ください。
動物飼育	施設内への動物の持ち込みおよび飼育はお断りします。

## 6. サービス料金

施設サービス料金は、【別紙】に定める通りです。

今後の介護保険制度の改正に伴う料金の変更については、随時書面を交付し、利用者の同意を得るものとします。

(1) 基本料金

(2) 加算料金

(3) その他の料金（自費）

①食費

②居住費

③嗜好品代

④テレビ代

⑤電気製品利用料

⑥理美容費

⑦行事・レクリエーション及び教養娯楽設備の費用

⑧ その他

・外出等の送迎費用

・日用品(ティッシュペーパー、歯ブラシ、髭剃り用剃刀、電池、クリーニング代等)

(4) 減免制度

①被爆者に対する公費助成制度

②低所得者に対する食費及び居住費の負担額軽減制度(介護保険負担限度額認定証)

③低所得者に対する社会福祉法人による利用者負担軽減制度(社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証)

④高額介護サービス費等がありますのでご相談ください。

## 7. 利用料、その他の費用の請求およびお支払い方法

請求書を翌月15日に発行・郵送いたします。下記のいずれかの方法(○印)でお支払ください。

<input type="checkbox"/>	窓口現金払い
<input type="checkbox"/>	郵便局から自動引落
<input type="checkbox"/>	事業所指定口座への振込(振込手数料がかかります)

お支払確認後、領収証を発行します。

引落は、25日に行われますので、前日までにご入金ください。

ただし、25日が休業日の場合は、その翌営業日に引落されますのでご注意ください。

## 8. 入退所の手続き等

### (1) 入所について

- ① 入所と同時に契約を結び、サービスの提供を始めます。
- ② 入所の日から30日については、所定の利用料金をご負担いただきます。

### (2) 入院または、外泊の場合

#### ① 8日間以内の場合

8日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

#### ② 9日間以上3ヶ月以内の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、当初8日間の所定の利用料金は、上記①に準じます。但し、月をまたがる場合は最大で12日分について、1日あたりの所定の料金をご負担いただきます。

#### ③ 3ヶ月を超える場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

### (3) 退所手続き

① 退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

#### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合。
- ・死亡された場合

## 9. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 事業所および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 事業者は、個人情報使用同意書を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 10. 情報の開示

利用者個人に関する記録は、本人又は本書に署名された家族の了解を元にいつでも閲覧できます。複写物が必要な場合は実費を負担していただきます。(1枚につき 10円)

## 11. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

## 12. 損害賠償

サービスの提供に当って、万一の事故発生に備えて事業所において、損害賠償保険に加入します。万一事故が発生し、利用者の生命・身体に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重大な過失がある場合はこの限りではありません。

### 13. 非常災害対策

非常時の対応	「社会福祉法人藤田長生会 神田山長生園 消防計画」により対応をします。			
平常時の訓練等	「社会福祉法人藤田長生会 神田山長生園 消防計画」により、年2回以上夜間および昼間を想定した防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	非常通報装置	1個所
	特別避難階段	4箇所	非常放送設備	あり
	自動火災報知機	あり	消火器(ABC10型)	20本
	誘導灯	29個所	非常用発電装置	あり
	ガス漏れ報知機	あり		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
防火管理者	松村 彰臣			

### 14. サービス提供に関する相談・苦情

#### (1) 苦情解決のための基本姿勢

介護老人福祉施設のサービス利用者等から苦情の申し出があった場合は、利用者の人格、人権を尊重し、個人のプライバシーを守り、利用者、社会福祉藤田長生会の双方にとって意義あるものとなるよう、迅速、丁寧に、社会性・客観性を確保した苦情解決を図るものとします。

#### (2) 苦情解決の方法

##### ① 苦情の受付

苦情は来園、電話、書面などにより受け付けします。

##### ② 苦情解決のための話し合い

苦情申出人とサービス担当責任者と苦情解決責任者で、話し合いの場をもち、誠意をもって苦情解決に努めます。

##### ③ 苦情解決の記録・保管

苦情解決・改善措置までの経過と結果について記録、保管します。

#### (3) 苦情解決体制

##### ① 相談窓口

相談受付担当者：当園 生活相談員

##### ② 苦情窓口

苦情受付担当者：当園 施設介護部部长

##### ③ 苦情解決責任者

苦情解決責任者：当園 施設長

##### ④ 連絡先

広島市東区牛田新町一丁目18番1号

電話番号 082-228-9231 (FAX 082-228-9232)

##### ⑤ 受付時間

9:00～17:00

#### (4) その他

当施設以外に、区役所にての相談・苦情窓口等でも受け付けています。

広島市各区役所 健康長寿課介護保険係

国民健康保険団体連合会

広島県社会福祉協議会

## 【2】 個人情報使用について

特別養護老人ホーム神田山長生園では、介護老人福祉施設重要事項説明書9において秘密保持と個人情報保護に努めておりますが、個人情報使用の同意を得た上で、サービス担当者会議等において、個人情報を使用させていただいております。

### 1. 使用する目的

- (1) 利用者のためのサービス計画作成に伴い、円滑にサービスを提供するために実施されているサービス担当者会議において必要な場合。
- (2) 施設による対応範囲を超える事態が生じた場合、迅速な医療連携を確保するため。

### 2. 使用する期間

明治33年1月0日 から終了日まで

なお、この個人情報使用同意書の使用終了日については、介護老人福祉施設重要事項説明書8(3)②による介護老人福祉施設の終了に準じます。

### 3. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の経過を記録しておくこと。

### 4. その他

- (1) 居室の入口とベッドの枕元に、名前を表示します。
- (2) 年に4回当園が発行する広報誌「輝いて」に顔写真を掲載することがあります。  
(利用者の氏名は掲載しません)
- (3) 施設内の掲示板等に、行事に参加された様子等の写真並びにクラブ活動の作品等を掲示・展示することがあります。
- (4) 協力医療機関と「氏名・生年月日・主治医・病歴等」等をの情報共有します。

## 【3】 身元引き受けについて

社会福祉法人 藤田長生会

特別養護老人ホーム 神田山長生園

施設長 横山 正和 殿

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 明治33年1月0日

生年月日 \_\_\_\_\_ 明治33年1月0日

上記の者が神田山長生園に入園するにあたり、今後本人の行為が著しく不適切となり、他の在園者に迷惑かかるようになった場合。また、死亡した場合は、この説明書の最後【10】に署名した者が、責任をもってお引き受けいたします。

## 【4】 感染症対策について

- 1 特別養護老人ホーム 神田山長生園では、利用者の健康と感染予防の為、インフルエンザ等の予防接種をご案内します。
- 2 神田山長生園では、「結核」検査の為、毎年「胸部撮影」をさせていただきます。

## 【5】 口腔内吸引 及び 経管栄養について

当施設では厚生労働省の通知（平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）を受け、利用者様に対する以下のケアの一部の行為を配置医、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針としております。

これらのケアは、特別養護老人ホームにおける他の医療的なケアと比べ、医療関係者との連携・協働の下では相対的に危険性が低いとされており、また、施設内においても介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導の実施、「口腔内吸引・経管栄養施行委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行うなど、利用者様の安全確保に向けて最善を尽くしてまいります。

つきましては、施設の方針に賛同いただき、看護職員と介護職員が協働して実施する以下のケアの実施について同意していただきますよう、宜しくお願い致します。

### 記

- 口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引
- 胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）



# 【7】利用者預り品リスト

明治33年1月0日

ご利用者氏名                      0                      様

種                      別		金額又は数量	適    用	
証 書 等		0		
		0		
		0		
		0		
		0		
		0		
		0		
		0		
		0		
		0		
		0		
		0		
そ の 他				

上記の証書、その他をお預かりいたします。

広島市東区牛田新町一丁目18番1号  
 社会福祉法人 藤田長生会  
 特別養護老人ホーム 神田山長生園  
 施設長 横山 正和

## 【8】 看 取 り ケ ア 指 針

### 1. 目的

神田山長生園では、利用者及びその家族が希望される場合に、終末期における痛みや苦痛の軽減に努め、ご本人の意志を尊重しながら、その方らしい最期をむかえられるように、終末期の介護・看護を心をこめて行う。

### 2. 理念・基本方針

神田山長生園では、永年にわたり社会に貢献された利用者、終末期を安らかに過ごしていただくことを理念として次のことに努める。

- ① 理念に基づき質の高いサービスを行う。
- ② 本人及び家族の意志を最大限に尊重し、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな最期をむかえられるように全人的ケアを行う。
- ③ 嘱託医師と連携を図り、ケアに関わる全ての職種が協働して行う。

### 3. 看取りケア対象者

- ① 医師による診断において、医学的に回復の見込みがないと判断された利用者
- ② 積極的な延命治療を希望せず、長生園においての看取りを希望している利用者
- ③ 神田山長生園の次の医療体制を理解していただいた利用者
  - ・夜間のケア従事者は介護職であること
  - ・医師の診察は週3回、1回1時間で園全体を診ていること
  - ・園で行えることは、点滴・酸素吸入・吸引・抗生物質投与・苦痛緩和処置であること
  - ・夜間の緊急対応は、電話連絡により看護師・医師が対応すること

### 4. 経過ごとの対応

- ・看取りケアに対する上記の基本理念等を理解していただき、その上で看取りケアに対する意向確認を行う。
- ・医師による診断（医学的に回復の見込みがないという状態）について本人及び家族に十分な説明を行い、園での看取りを希望された場合は同意書に署名・捺印して頂き、その時点で看取りケア開始とする。
- ・携わるすべての職種が協働して、看取りケアに関する計画書を作成し、本人及び家族へ説明を行い、同意を得て介護を適切に行い、必要に応じ見直し変更する。
- ・随時、本人・家族へ経過説明を行い、同意を得て介護・看護を行う。

### 5. 医療体制

- ・神田山長生園では、医師が常駐していないため、嘱託医師との緊密な連携をとりながら看護師を中心として、24時間体制のケアと観察を行う。

### 6. 看取りケアの施設整備

- ・看取りケアに関しては、原則として個室（静養室）で対応し、環境整備を行う。
- ・家族が付き添いを希望された場合は、付き添い用ベットを用意し、看取りケアへの家族の協力を積極的に受け入れる。
- ・利用者家族の希望によっては、多床室での看取りを行うことも可能とするが、最終的には細やかな観察が必要な為、個室（静養室）に移って頂くこととする。

7. 看取りケアに関する記録について、以下の書類を記録整備する。

- ① 看取りケア同意書
- ② 看取りケア計画書（変更・追加）
- ③ 経過観察記録
- ④ ケアカンファレンス記録
- ⑤ 臨終時の記録
- ⑥ 終了後のカンファレンス記録

8. 看取りケアに関する職員教育

- ・ よりよい看取りを行うために、死生観教育を行い、看取りケアへの理解を深めるよう職員の教育・指導を行う。

9. 看取りケアにおける職種毎の役割

（管理者）

- ・ 看取りケア総括管理
- ・ 看取りケア時に生じる諸課題の総括責任

（医師）

- ・ 看取りケア期の診断
- ・ 家族への説明
- ・ 緊急時、夜間帯の対応と指示
- ・ 各協力病院との連絡・調整
- ・ 定期的カンファレンスへの参加
- ・ 死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載

（生活相談員・介護支援専門員）

- ・ 継続的な家族支援（連絡・説明・相談・調整）
- ・ 看取りケアにあたり、多職種協働のチームケアの連携強化等
- ・ 定期的カンファレンスの開催・参加
- ・ 緊急時、夜間帯の緊急マニュアルの作成と周知徹底
- ・ 死後のケアとしての家族支援と利用者の身辺整理、葬儀に連なる一連の諸手続きへの支援等

（看護職員）

- ・ 医師または協力病院との連携強化を図る
- ・ 看取りケアにあたり多種協働のチームケアの確立
- ・ 携わる全職員への死生観教育と職員からの相談への対応
- ・ 状態観察の結果に応じて必要な処置の整備・対応
- ・ 疼痛緩和
- ・ 緊急時対応、24時間365日オンコール体制による対応の確立
- ・ 定期的なカンファレンスへの参加
- ・ 随時、家族への説明とその不安への対処
- ・ 職員に対して随時の情報提供

(管理栄養士)

- ・利用者の状態と嗜好に応じた食事の提供
- ・食事、水分摂取量の把握
- ・食事摂取量の低下に伴う、本人の希望に応じた食事の提供
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・必要に応じて家族への食事の提供

(介護職員)

- ・きめ細かな食事・排泄・清潔保持サービスの提供
- ・身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
- ・利用者及びその家族とのコミュニケーションを十分にとる
- ・状態観察、食事、水分、浮腫、尿量、排泄の状態等のチェックときめ細やかな状態観察の記録
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・生死確認のための細やかな訪室

(附則)

この指針は、平成19年 12月 1日から施行する

## 【9】 入 所 時 リ ス ク に つ い て

入所者           0           様

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となって、下記の危険性が伴うことを十分に御理解ください。

高齢者の特徴に関してご理解頂きましたら□にチェックをお願いします。

歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落等による骨折、外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。

介護老人福祉施設は生活の場であること、原則的に拘束は行わないことから、転倒・転落の事故の可能性があります。

高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。

高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも皮膚剥離（皮むけ）が出来やすい状態にあります。

高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血（アザ）が出来やすい状態にあります。

加齢や認知症の症状に伴い、水分や食物を飲み込む力が低下するため、誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。

本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設看護師の判断で緊急に病院への搬送を行うことがあります。

加齢に伴う脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。

上記チェックしていただいた項目の危険が特に起こりやすいと考えられます。なお、説明で分からないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

## 【10】特別養護老人ホーム神田山長生園入所同意書

- 1 介護老人福祉施設重要事項説明書
- 2 個人情報使用について
- 3 身元引き受けについて
- 4 感染予防対策について
- 5 口腔内吸引 及び 経管栄養について
- 6 電気製品・その他費用について
- 7 利用者預り品リスト
- 8 看取りケアに関する指針について
- 9 入所時のリスクについて

以上

介護老人福祉施設の利用にあたり、上記の項目について説明しました

事業者	所在地	広島市東区牛田新町一丁目18番1号	
	法人名	社会福祉法人 藤田長生会	
	代表者名	藤田 一憲	印
	事業所名	特別養護老人ホーム 神田山長生園	
	説明者	氏名	0 印

私は、事業者から介護老人福祉施設を利用するにあたり、上記の説明を受け、同意いたします。

明治33年1月0日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 0 \_\_\_\_\_

利用者の家族 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

続柄 0 \_\_\_\_\_